



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	座長解題
Author(s)	仁平, 恒夫
Description	2009年度秋季大会シンポジウム共通論題「農地制度改革と農業参入、農業生産法人」
Citation	フロンティア農業経済研究, 15(2), 1-2
Issue Date	2010-12-27
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/62632
Type	other
File Information	KJ00008953267.pdf



[座長解題] 2009年度 秋季大会シンポジウム共通論題

農地制度改革と農業参入、農業生産法人

北海道農業研究センター 仁 平 恒 夫

Common Theme, Entry into the Agricultural Sector and
Agricultural Production Legal Person under the Policy Reform
of Farmland System

Tsuneo Nihei

National Agricultural Research Center for Hokkaido Region

本年（2009年、以下同じ）、6月17日、農地法及び関係する農業経営基盤強化促進法等の農地制度改革案が参議院本会議で可決され、成立した。今回の農地法等の改正の特徴は、農地の効率的な利用を促進することを明記し、そのため、農地の利用主体の株式会社等への拡大、農業生産法人への農外からの出資規制の緩和を行うとともに、併せて農地の転用規制を強化する、とした点である。

農業への企業参入という点では、農業生産法人に株式会社を認めた2000年の農地制度改革、株式会社による農地貸借を構造改革特区という地域限定付きで認めた2003年改正、さらにそれを「特定法人貸付事業」として全国展開を図った2005年改正を引き継ぎ、いわば集大成を図ったものと見ることができる。

しかし、国会の審議では、当初の政府原案になかった「耕作者の地位の安定」が盛り込まれ（農地法第1条）、さらに、株式会社等の場合には執行役員の1人以上は農業「常時従事者」でなければならない（同第3条第3項）、等の修正が行われ、耕作者主義の担保や企業の農業参入に対する一定の歯止めがかけられた。今後は、これら改正法の施行に際して、いかに実効ある運用を図るか、参入企業のチェックや転用規制

に当たる農業委員会の機能強化を含めて、市町村、農協等の対応が問われている。

ところで、こうした今回の農地制度改革の背景には、農業の担い手の高齢化と耕作放棄地増加が大きい。農水省の本年4月の耕作放棄地調査では、全国で28万haの耕作放棄地があり、このうち13万haは農地に復元できず、北海道でも同調査では3,800haの復元不能地があるとされる。また、担い手の高齢化と後継者不足は、都府県に限らず本道でも深刻である。

本道では、中山間地域だけでなく、道南や道央の水田地帯を中心に平場地域でも急速に離農が進行し、農地の継承対策として新たに受け皿となる法人の設立も各地で増加している。そこで、農地制度改革を論じるに当たっては、まず、その背景にある今日の担い手・農地を巡る実態と現場での動きを押さえておく必要がある。

また、企業の農業参入に関しては、公共事業減少に対応して新たな事業場面を求めている建設や土木関連企業の農業参入、外食チェーン（（株）ワタミ等）や食品加工業（カゴメ等）からの農業参入が進んでいるほか、近年では大手量販店（イトーヨーカ堂等）や鉄道事業者（JR東日本）等の参入が相次いでいる。参

入方法としては、これまでのところ、特定法人貸付制度（農地リース方式）によるもの、農業生産法人形態によるものなど、必ずしも一様ではない。

このような中で、北海道においても、すでに建設、食品関係を中心に企業参入が進みつつあるが、地域や業種によっては、担い手として期待されている場合も少なくない。

企業の農業参入に対し、農地取得自体への懸念や、産廃問題等が危惧されることも多いが、重要なことは、地域農業の実情と参入企業の業種・目的・営農実態を踏まえて対応することであろう。その中で、参入企業との連携のあり方や、中山間等の地域条件によっては、参入企業への支援策も含めて検討することも必要となると考える。

以上を踏まえ、本シンポジウムでは、現場の問題に精通している若手3人の方に報告をお願いすることとした。

まず、第1報告は（社）北海道地域農業研究所の井上研究員に「北海道農業における担い手・農地利用と農地制度改革」と題してお願いした。担い手・農地を巡っては作目別や中山間・平場といった地域差も大きいことから、これらの統計的な解析とともに、近年、精力的に研究を進めている「受け皿法人」の紹介、さらに農地制度改革に関連した各地の動向など俯瞰的な分析をしていただく。

第2報告は、（財）農政調査委員会の槇平研究員に「農業参入企業の特徴と食品産業からの農業参入」と題してお願いした。企業の農業参入について、参入方法（農地リース方式によるか、農業生産法人形態か）、業種、参入目的等の全国的な解析結果の紹介とともに、食品産業からの参入事例の分析に基づき、地域との連携と共生のための課題等を指摘していただく。

第3報告は、北海道立中央農業試験場の濱村研究職員に「農業参入した建設業の特徴と定着の課題」と題してお願いした。農外参入の多数を占める建設業からの参入について、昨年（2008年）実施した農業参入企

業への調査結果を基に、参入目的、活用している母体企業の経営資源、経営形態の選択理由、事業計画策定・販路等における農業者・JA等との連携実態を整理するとともに、地元建設業からの参入企業の定着に向けた課題等を分析していただく。

また、コメンテーターは、農地制度の運用に精通している北海道農業会議の佐久間亨氏と、全道の農業の担い手・農業生産法人及びワタミ等の動向に詳しい札幌大学経済学部の長尾正克氏をお願いしている。

これらを踏まえて、総合討論では、今後の北海道農業に大きく影響すると考えられる企業の農業参入に関して、農地受け皿法人を含む担い手の動向、参入方法別の参入企業の現状と課題、今次農地制度改革が企業参入に与える影響、さらに参入企業と地域との連携・共生のための調整・規制方法等を巡って、幅広く議論ができればと思っている。参加者から活発な議論が展開され、今後の北海道農業の方向を考える上で有益な場となることを願い、座長解題としたい。